令和2年5月28日

令和2年第2回 宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名等	頁
議案第18号	専決処分の承認を求めることについて (宮代町税条例等の一部を改正する条例)	1
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて (宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例)	9
議案第20号	専決処分の承認を求めることについて (宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	1 3
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて (宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	1 6
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて (宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	2 0
議案第23号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度宮代町一般会計補正予算(専決第1号))	2 3
議案第24号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1 号))	2 5
議案第25号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	2 7
議案第26号	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について	2 9
議案第27号	宮代町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例に ついて	3 1
議案第28号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	4 4
議案第29号	宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について	4 7
議案第30号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	4 9
議案第31号	宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に ついて	5 1
議案第32号	宮代町防災会議条例の一部を改正する条例について	5 3
議案第33号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	5 5
議案第34号	宮代町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	5 7

議案番号	件名等	頁
議案第35号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	5 9
議案第36号	令和2年度宮代町一般会計補正予算(第1号)について	6 1
議案第37号	令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	6 2

議案第18号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例等を改正する必要が生じたことから、宮代町税条例等の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町税条例等の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月30日

宮代町税条例等の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「にあっては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、 同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条 の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同 項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」 を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「み なすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項 を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下こ

の条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1)土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との 関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっ ては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補 充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当 該個人の住所及び氏名
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は 現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、 卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し 又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法 第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3 第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第3項第3号」に改め、同項を同条第3項第3号」に改め、同項を同

条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同項を同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第45項」を「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2 とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第10条の4第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、 同条第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和 2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類

似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」 に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例(令和元年宮代町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、宮代町税条例第24条第1項第3号の改正規定を削る。 附則第1条第3号を次のように改める。

(3)削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条中「令和2年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「令和元年10月新条例」を「元年10月新条例」に改める。 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮代町税条例 (以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度 以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税 については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及 び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例

第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定 資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 宮代町税条例の一部を改正する条例(平成27年宮代町条例第31号)の 一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(宮代町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宮代町税条例等の一部を改正する条例(平成29年宮代町条例第2号)の 一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。 附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」 を「令和元年度分」に改める。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宮代町税条例の一部を改正する条例(平成29年宮代町条例第19号)の

一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(宮代町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 宮代町税条例等の一部を改正する条例(平成30年宮代町条例第26号) の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。 附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改 め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、 同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条 第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に 改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、 同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条 第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第 1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要が生じたことから、宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月30日

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例(平成22年宮代町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項及び第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9項から第11項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17項(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮代町都市計画税条例 (附則第4項において「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分 の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお 従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方

税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議案第20号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179 条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに 伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことから、同日に 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法 第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例(昭和30年宮代町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「5 1万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

議案第21号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条 第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するにあたり、緊急に宮代町国民健康保険条例を改正する必要が生じたことから、令和2年5月1日に宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年5月1日

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例(昭和34年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 3 給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用する。

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求め る。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月1日に施行されたことに伴い、緊急に宮代町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要が生じたことから、同日に宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年5月1日

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 宮代町後期高齢者医療に関する条例(平成19年宮代町条例第27号)の一部を 次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度宮代町一般会計補正予算(専決第1号)について、別紙のとおり専決 処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策に伴い、特別定額給付金の給付及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和2年度宮代町一般会計予算に34億6,016万1000円を追加し、総額を140億8,316万1000円とすることについて、令和2年5月1日に専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

令和2年度宮代町一般会計補正予算(専決第1号)(別紙)

令和2年5月1日

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給する経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和2年度宮代町国民健康保険特別会計予算に753万7,000円を追加し、総額を36億3,703万7,000円とすることについて、令和2年5月1日に専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67条)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)(別紙)

令和2年5月1日

議案第25号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例について

町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による町民生活への影響を鑑み、町長及び 副町長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第 1号の規定により、この案を提出するものである。 町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 町長及び副町長の給料月額は、町長及び副町長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第7号)第3条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から同年12月31日までの間においては、町長にあっては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を減じた額とし、副町長にあっては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「町長等が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

附則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

議案第26号

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による町民生活への影響を鑑み、教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 教育長の給料月額は、教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第8号)第3条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から同年12月31日までの間においては、同条に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「教育長が 受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

附則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

議案第27号

宮代町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について

宮代町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

建築基準法第68条の2第1項及び都市緑地法第39条第1項の規定に基づき、 東武動物公園駅西口地区及び宮代和戸横町地区において、建築物の制限に関する 条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案 を提出するものである。 宮代町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 (目的)

- 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項 の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項 第1号に規定する地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。) 内の建築物の敷地、構造、用途及び緑化に関する制限を定めることにより、当該 区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例における用語の意義は、法、都市緑地法、都市計画法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域内においては、別表第2に掲げる地区の区分に応じ、 同表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

- 第5条 建築物の敷地面積は、別表第3に掲げる地区の区分に応じ、同表に掲げる 数値以上でなければならない。
- 2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
- (1) この条例を改正する条例による改正後の前項の規定の施行又は適用の際、改 正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づ いて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することと なった土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
- 3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないこととなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地 (壁面の位置の制限)
- 第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、別表 第4に掲げる地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以上でなければならない。 (建築物の高さの最高限度)
- 第7条 建築物の高さの最高限度は、別表第5に掲げる地区の区分に応じ、同表に 掲げる数値以下でなければならない。

(緑化率の最低限度)

- 第8条 建築物の緑化率(建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、別表第6に掲げる地区の区分に応じ、同表に掲げる数値以上でなければならない。(緑化率の最低限度の特例)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する建築物等については、前条の規定は適用しない。
 - (1) 新築又は増築する建築物であって、その敷地面積が別表第3に掲げる数値未満であるもの
 - (2) この条例の施行の際、既に着手していた建築工事
 - (3) 増築する建築物であって、増築後の床面積の合計が、この条例の施行の際、 当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
 - (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成 に支障を及ぼすおそれがないと認めて町長が許可したもの
 - (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて町長 が許可したもの
 - (6) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて町長が許可したもの
- 2 町長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境の形成に必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付すことができる。

(緑化施設の管理の方法の基準)

第10条 都市緑地法第44条に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、町長が 別に定める。

(垣又は柵の構造の制限)

第11条 垣又は柵の構造は、別表第7に掲げる地区の区分に応じ、同表に掲げる とおりとしなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第12条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。 (違反建築物に対する措置)
- 第13条 町長は、第8条の規定又は第9条第1項第4号から第6号までに掲げる 建築物に係る許可に付された条件(以下「許可建築物の附帯条件」という。)に 違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維 持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要 な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は適用しない。この場合において、町長は、国又は地方公共団体の建築物が第8条の規定又は許可建築物の附帯条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項の措置をとるべき旨を要請しなければならない。 (報告及び立入検査)
- 第14条 町長は、前条の規定の施行に必要な限度において、町長が別に定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、第8条の規定若しくは許可建築物の附帯条件への適合状況若しくは緑化施設の管理に関

する事項に関し報告を求め、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくは それらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させ ることができる。

(罰則)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条、第6条、第7条又は第11条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事をした場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は工作物の築造主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰する ほか、当該建築主又は工作物の築造主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人 又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を 罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第13条第1項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第14条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人 又は人の業務に関して、前項各号の違反行為をした場合においては、その行為者 を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名 称	区域
東武動物公園駅	平成25年宮代町告示第30号により告示
西口地区地区整	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東武動物
備計画区域	公園駅西口地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定めら
	れた区域
宮代和戸横町地	令和元年宮代町告示第122号により告示
区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮代和戸横
区域	町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第4条関係)

衣男2(男4	* 未送你/	
名 称	地区の区分	建築物の用途の制限
東武動物	A地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
公園駅西		(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定す
口地区地		る営業を営む施設
区整備計	B地区	_
画区域		
宮代和戸	A地区	1 住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿
横町地区		2 店舗、飲食店その他これらに類するもの
地区整備		3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら
計画区域		に類するもの
		4 展示場、ぱちんこ屋、遊技場、マージャン屋、射
		的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これ
		らに類するもの
		5 カラオケボックスその他これに類するもの
		6 図書館、博物館その他これらに類するもの
		7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		8 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
		9 保育所(主に当該地区内の事業所に従業する者の
		用に供するものを除く。)
		10 公衆浴場
		1 1 診療所
		12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら
		に類するもの
		13 自動車教習所
		1 4 畜舎
		15 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類す
		るもの
		16 建築基準法別表第2(る)項第1号及び同項第
		2号に掲げる建築物
		17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45
		年法律第137号)に規定する一般廃棄物の処理業
		の用に供する建築物又は工作物
	B地区	1 住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下
		宿
		2 店舗、飲食店その他これらに類するもの(当該用途
		に供する部分の床面積の合計が500平方メートル
•	•	· '

を超えず、当該用途に供する部分を有する建築物の 敷地が、都市計画道路 3・4・59 備中岐橋通り線 に面し、かつ、建築物がその端より50メートルの 範囲に立地するものを除く。)

- 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類するもの
- 4 展示場、ぱちんこ屋、遊技場、マージャン屋、射 的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これ らに類するもの
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 8 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 9 保育所(主に当該地区内の事業所に従業する者の用に供するものを除く。)
- 10 公衆浴場
- 11 診療所
- 12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら に類するもの
- 13 自動車教習所
- 14 畜舎
- 15 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの
- 16 建築基準法別表第2(る)項第1号及び同項第2号に掲げる建築物
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 一般廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物

別表第3 (第5条関係)

	21412141117	
名 称	地区の区分	建築物の敷地面積の最低限度
東武動物	A地区	500平方メートル
公園駅西		ただし、警察官派出所、公衆便所等町長が必要と認める
口地区地		ものについては、この限りでない。
区整備計	B地区	140平方メートル
画区域		ただし、警察官派出所、公衆便所等町長が必要と認める
		ものについては、この限りでない。
宮代和戸	A地区	10,000平方メートル
横町地区		ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
地区整備		1 主に当該地区内の事業所に従業する者の用に供す
計画区域		る保育所
	B地区	2 B地区で建築可能な店舗、飲食店その他これらに類
		するもの
		3 町長が公益上やむを得ないと認めたもの

別表第4 (第6条関係)

名称	地区の区分	壁面の位置の制限
東國以上的東國民主	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、地区施設として整備する区画道路及び地区周辺の都市計画道路の道路境界線までの距離は2メートル以上とし、鉄道境界線までの距離は4メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 1 地下駐輪場等の用に供する車路 2 落下物防止のための庇等 3 駅舎から駅前広場及びA地区を繋げる昇降施設並びにペデストリアンデッキ(歩行者回廊)等 4 地区施設として整備する歩道状空地の定めのない鉄道境界沿いに設置する施設建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、地区施設として整備する区画道路及び地区周辺の都市計画道路の道路境界線までの距離は2メートル以上とし、鉄道境界線までの距離は4メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 1 地下駐輪場等の用に供する車路 2 落下物防止のための庇等 3 駅舎から駅前広場及びA地区を繋げる昇降施設並びにペデストリアンデッキ(歩行者回廊)等 4 地区施設として整備する歩道状空地の定めのない鉄道境界沿いに設置する施設建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下である建築物の部分 2 物置で高さ2.5メートル以下、かつ、床面積の合計が6.6平方メートル以内のもの3 出窓(床面積に算入されないもの)4 建築物の管理上必要最小限の付帯施設の部分
宮代和戸	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線
横町地区地区整備		までの距離は10メートル以上(区6-5号線に限っては令和元年6月7日付け宮代町告示第122号地区計
計画区域		画整備計画図に示すとおり。)とし、隣地境界線までの
	B地区	距離は5メートル以上とする。
		ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
		1 安全上若しくは保安上やむを得ないもの
		2 町長が公益上やむを得ないと認めたもの

別表第5 (第7条関係)

名 称	地区の区分	建築物等の高さの最高限度
東武動物	A地区	_
公園駅西		
口地区地	D ## EZ	
区整備計	B地区	_
画区域		
宮代和戸	A地区	31メートル
横町地区		ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2
地区整備	B地区	条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施
計画区域		設は、この限りでない。

別表第6 (第8条関係)

名 称	地区の区分	建築物の緑化率の最低限度
東武動物	A地区	
公園駅西		
口地区地		
区整備計	B地区	
画区域		
宮代和戸	A地区	1,000平方メートル以上の建築物の敷地にあっては
横町地区		10分の2とする。
地区整備	B 地区	
計画区域	2-2-	

別表第7(第11条関係)

名 称	地区の区分	垣又は柵の構造の制限
ļ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
東武動物	A地区	道路と敷地の境界線及び壁面の位置の制限として定め
公園駅西		られた限度の線との間には、歩道空間としての機能を損
口地区地	D like	なうような垣又は柵を設けてはならない。
区整備計	B地区	
画区域		
宮代和戸	A地区	道路境界側及び隣地境界側に設ける垣又は柵の構造は、
横町地区		次の各号の一に掲げるものとする。
地区整備		ただし、門柱、門扉、安全上若しくは保安上やむを得な
計画区域		いものは、この限りでない。
		1 生垣
	B地区	2 宅地地盤面からの高さ2.0メートル以下の金網等
		の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、
		基礎の高さが0.6メートル以下のもの
		3 植栽と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが
		0.6メートル以下のもの

議案第28号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第6 1条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に 「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零)とする。 附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

- 第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第 15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。
- 2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条 の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規 定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規 定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。
- 第2条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染 症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2 第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第29号

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

(宮代町都市計画税条例の一部改正)

第1条 宮代町都市計画税条例(平成22年宮代町条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 宮代町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第30号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を実施するため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例(昭和30年宮代町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災害その他やむを得ない事由があると町長が認めた場合については、当該納期限の経過後町長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が 公布されたことに伴い、宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいの で、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。 宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

宮代町固定資産評価審査委員会条例(昭和38年宮代町条例第14号)の一部を 次のように改正する

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

宮代町防災会議条例の一部を改正する条例について

宮代町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

宮代町防災会議の委員の定数を改め、同会議の連携体制の整備を図るため、宮代町防災会議条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町防災会議条例の一部を改正する条例

宮代町防災会議条例(昭和39年宮代町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項を次のように改める。

6 防災会議の委員の定数は、40人以内とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例(平成12年宮代町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,900円」を「17,500円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,900円」を「17,500円」に、「36,600円」を「29,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,900円」を「17,500円」に、「42,400円」を「40,900円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮代町介護保険条 例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の宮代町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第34号

宮代町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

宮代町国民保護協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

宮代町国民保護協議会の委員の定数を改め、同協議会の連携体制の整備を図るため、宮代町国民保護協議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民保護協議会条例の一部を改正する条例

宮代町国民保護協議会条例(平成18年宮代町条例第3号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「30人以内」を「40人以内」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

令和2年4月1日から鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第36号

令和2年度宮代町一般会計補正予算(第1号)について

令和2年度宮代町一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付、新型コロナ感染症対策事業の実施等に伴い、令和2年度宮代町一般会計予算に1億9,006万8,000円を追加し、総額を142億7,322万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

令和2年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和2年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

提案理由

低所得者に係る保険料軽減の強化に伴い、令和2年度宮代町介護保険特別会計予算の歳入において1款介護保険料を1,532万8,000円減額し、6款繰入金を1,532万8,000円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。